

本書第2版刊行後、2020（令和2）年12月閉会の第203回国会（臨時会）までの間になされた社会保障法関連の主な立法につき、公布順に概要を説明する。本文を読み進める上で参考にしてほしい。

1 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（2019年5月17日公布法律第7号）

急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育および保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる必要があるとの趣旨から、2019年10月の消費税率引上げ分を財源とする新たな利用者負担無償化のための仕組みが設けられた。

具体的には、基本理念に、子ども・子育て支援の内容および水準について、従来規定されていた、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を追加した（2条2項）。その上で、施設等利用費の支給（30条の2）という形式で子育てのための施設等利用給付を創設し（8条）、①3歳から小学校就学前までの子ども、②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって保育の必要性のある子ども、等に該当する子どもであって市町村の認定を受けたものを対象とし（30条の4）、特定子ども・子育て支援施設等（子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園および幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設〔ただし、5年間の経過措置あり。附則4条1項〕、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたもの。7条10項・58条の2）を利用した際に要する費用を支給するものとした。本給付に要する費用は、原則として国が2分の1、都道府県が4分の1（67条2項）、市町村が4分の1（68条2項）を負担する。すでに個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令改正、就学前の障害児の発達支援については児童福祉法施行令改正により、利用者負担を無償化する。

2 大学等における就学の支援に関する法律（2019年5月17日公布法律第8号）

低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、および活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大

学等における就学の支援を行い、その就学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として（1条）、2019年10月の消費税率引上げ分を財源とする就学支援の仕組みが設けられた。

具体的には、要件確認（7条）を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在学する住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料および入学金の減免制度を創設するとともに（6条・8条）、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充を行うこととした（4条・5条、日本学生支援機構法17条の2）。

3 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（2019年5月22日公布法律第9号）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、①オンライン資格確認の導入、②オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設、③医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の連結解析等、④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等、⑤被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化、⑥審査支払機関の機能の強化、等の改正が行われた。

このうち給付関連で重要な改正として、④は、75歳以上の後期高齢者に対する保健事業を市町村が国民健康保険の国民健康保険保健事業および介護保険の地域支援事業と一体的に実施することができるようにするとともに（高齢者医療確保125条3項）、市町村等において各高齢者の医療・検診・介護情報等を一括して把握できるよう（同125条の3）、規定の整備を行った。また⑤は、グローバル化が進展する中、外国人等の不正な保険診療の受給が課題となっている状況の下、被用者保険の被扶養者の要件について、外国において留学する学生など一定の例外を設けつつ、原則として国内に居住していること等を追加するとともに（健保3条7項）、国保被保険者の資格管理等の観点から、市町村による関係者への報告徴収権を規定する（国保113条の2第1項）等の改正を行った。

4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2019年6月7日公布法律第26号）

いわゆる第9次地方分権一括法であり、提案募集方式に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠づけの見直し等の関係法律の整備を行った。社会保障関連では、介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲する（介保115条の32第2項

・3項。2021年4月施行)、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を延長する(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則5条、教育職員免許法附則18項)、放課後児童健全育成事業に従事する者およびその員数の基準につき、従うべき基準から参酌すべき基準に見直す(児福34条の8の2第2項)、といった改正がなされた。

5 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究およびその成果の活用等の推進に関する法律(2019年6月12日公布法律第32号)

自殺対策基本法の趣旨に則り、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究およびその成果の活用等の推進に関し、基本指針を定めるとともに(2条)、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定(4条)その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的としたもので(1条)、超党派の議員立法として成立した。

6 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(2019年6月19日公布法律第41号)

2013年に制定された法律において施行後5年の見直し条項が規定されていたことを受けて、見直しが行われた。主な内容として、目的および基本理念の充実(たとえば、目的規定に、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること、貧困解消に向けて児童権利条約の精神に則り推進することを明記する。1条)、大綱の記載事項の拡充(8条6項)、市町村による貧困対策計画策定の努力義務化(9条2項)などが行われた。

7 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(2019年6月26日公布法律第46号)

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化および関係機関間の連携強化等の措置を講ずるとの趣旨で制定された。

具体的には、I児童の権利擁護との関連で、①親権者等による体罰の禁止(児童虐待14条1項、児福33条の2第2項・47条3項)、②児童相談所の業務の明確化(児福11条1項)など、II市町村および児童相談所の体制強化等との関連で、①市町村および都道府県における体制の整備等に対する国の支援等(同10条5項、11条2項・6項・7項)、②児童相談所の介入機能と支援機能の分離等(児童虐待11条7項)、③児童相談所への弁護士の配置等(児福12条4項。2022年4月施行)、④児童相談所への医師および保健師の配置(同12条の3第8項。2022年4月施行)、⑤児童相談所の業務の質の評価の実施等(同12条6項・7項〔2022年4月以降は7項・8項〕)、⑥児童虐待の再発防止のための措置(児福11

条 1 項), III 児童相談所の設置促進との関連で, ①児童相談所の管轄区域の策定基準(政令で定める基準を参酌して都道府県が定める。児福 12 条 2 項。2023 年 4 月施行), ②政府による中核市および特別区に対する児童相談所の設置支援(改正法附則 7 条 6 項・7 項・8 項), IV 関係機関間の連携強化との関連で, ①連携強化すべき関係機関の明確化(児童虐待 4 条 1 項), ②早期発見の努力義務の対象者の明確化(同 5 条 1 項), ③児童の福祉に関係のある者の守秘義務(同 5 条 3 項・4 項), ④ DV 対応と児童虐待対応との連携強化(DV 防止法 9 条), ⑤要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務(児福 25 条の 3 第 2 項), ⑥児童が転居する場合の措置(児童虐待 4 条 6 項), などが定められた。このほか, 多くの検討事項等が設けられている。

8 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (2019 年 12 月 4 日公布法律第 63 号)

国民のニーズに応える優れた医薬品, 医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに, 住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するとの趣旨から, 改正を行った。

改正の概要としては, ①医薬品, 医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善として, 先駆け審査指定制度(世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し, 優先審査等の対象とする仕組み)や条件付き早期承認制度(患者数が少ない等により知見に長期間を要する医薬品等を, 一定の有効性・安全性を前提に, 条件付きで早期に承認する仕組み)の法制化(2 条 16 項・77 条の 2 第 2 項 3 項, 14 条 10 項・23 条の 2 の 5 第 10 項・23 条の 2 の 5 第 5 項)など, ②住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直しとして, 服薬指導につき対面義務の例外として一定のルールの下でテレビ電話等による服薬指導(9 条の 3 第 1 項), 薬剤師が調剤時に限らず必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務(9 条の 3 第 5 項・36 条の 4 第 5 項)および薬局薬剤師が患者の薬剤の使用に関する情報を他の医療提供施設の医師等に提供する努力義務(1 条の 5 第 2 項)の法制化などが行われた(以上の内容は, 公布の日から 1 年内施行のものに限る)。

9 母子保健法の一部を改正する法律 (2019 年 12 月 6 日公布法律第 69 号)

従来, 予算事業として実施されてきた市町村の産後ケア事業につき, 母子保健法上に位置づけ, 産後ケアを必要とする出産後 1 年を経過しない女子および乳児に対して, 心身のケアや育児のサポート等(産後ケア)を行うこととした(母子保健 17 条の 2。施行日は, 2 年を超えない範囲内で政令で定める日)。

10 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（2020年3月13日公布法律第4号）

2012（平成24）年、新型インフルエンザおよび全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として（特措法1条）、特別措置法が成立した。今回改正で、暫定措置として新型コロナウイルス感染症が同法の適用対象とされた（同附則1条の2）。これにより、政府対策本部長（内閣総理大臣）が緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を講じることが可能となった（同32条）。実際に、2020（令和2）年4月7日、第1回目の緊急事態宣言が7都府県に発出され、同月16日、対象が全国に拡大された。

11 雇用保険法等の一部を改正する法律（2020年3月31日公布法律第14号）

高齢者、複数就業者等に対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を図るため必要な措置を講ずること、失業者、育児休業者等への給付等を行う基盤となる雇用保険制度の安定的な運営等を図るため、育児休業給付の区分経理等の財政運営の見直しを行う等の措置を講ずることを目的として、雇用保険法、高年齢者雇用安定法、労災保険法等の改正を行ったのが本法である。改正の概要は以下のとおりである。

1 高齢者の就業機会の確保および就業の促進

① 65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置（定年引上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止、労使で同意した上での雇用以外の措置〔継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度〕の導入のいずれか）を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援する（高年10条の2）。

② 雇用保険制度上、65歳までの雇用確保措置の進展等を踏まえて高年齢雇用継続給付を令和7年度から縮小するとともに（雇保61条5項）、65歳から70歳までの高年齢就業確保措置の導入等に対する支援を雇用安定事業に位置付ける（同62条1項）。

2 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等

① 複数就業者の労災保険給付について新たな保険給付（複数業務要因災害に関する保険給付）を創設し（労災7条1項2号、20条の2～20条の10）、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や給付の対象範囲の拡充等の見直しを行う（同8条3項）。

② 複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について雇用保険を適用する（高年齢被保険者の特例。雇保37条の5第1項）。

③ 勤務日数が少ないものでも適切に雇用保険の給付を受けられるよう、被保険者期間の算入に当たり、日数（11日以上）だけでなく労働時間（80時間以上）

による基準も補完的に設定する（同 14 条 3 項）。

④ 常用労働者 300 人以上の大企業に対し、中途採用比率の公表を義務付ける（労働施策推進 27 条の 2）。

3 失業者、育児休業者等への給付等を安定的に行うための基盤整備等

① 育児休業給付について、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活および雇用の安定を図るための給付と位置付ける（雇保 1 条、10 条 6 項、61 条の 6～61 条の 8）。

② ①を踏まえ、雇用保険について、（ア）育児休業給付の保険料率（1000 分の 4）を設定するとともに（同 68 条 2 項、労保徴 12 条 6 項）、経理を明確化し、育児休業給付資金を創設する（特別会計に関する法律 103 条の 2 第 1 項）、（イ）失業等給付に係る保険料率を財政状況に応じて変更できる弾力条項について、景気の動向をより反映するよう算定方法を見直す（労保徴 12 条 5 項・6 項）、との措置を講ずる。

③ 2 年間（令和 2 年度・3 年度）に限り、雇用保険の保険料率および国庫負担の引下げ措置を講ずる（同附則 11 条 1 項）。

④ 雇用保険 2 事業に係る保険料率を財政状況に応じて 1000 分の 0.5 引き下げられるようにする（同 12 条 9 項）。

なお施行日につき、1 ②のうち高年齢雇用継続給付に係る改正は令和 7 年 4 月施行、2 ②は令和 4 年 1 月施行となっている。

12 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（2020 年 4 月 30 日公布法律第 27 号）

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020 年 4 月 20 日閣議決定）の一環として、簡素な仕組みで家計への支援を行う観点から、国が補正予算を財源に全額補助する市町村実施の事業として、住民基本台帳に記録されている者を対象に 1 人 10 万円の特別定額給付金の支給が行われた。同様に、補正予算を財源とする事業として、子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童 1 人あたり 1 万円の臨時特別給付金の支給が行われた。本法は、これらの給付金の受給権についての譲渡・担保付保・差押禁止、支給を受けた金銭の差押禁止を定めたものである。

13 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（2020 年 6 月 5 日公布法律第 40 号）

より多くの人により長く多様なかたちで働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険（厚生年金保険法、健康保険法等）の適用拡大をはじめとする公的年金および企業年金

等の改革を行ったのが本法である。

1 被用者保険の適用拡大

① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げる（現行 500 人超のところ，令和 4 年 10 月以降 100 人超，令和 6 年 10 月以降 50 人超。平成 24 年法律第 62 号附則 17 条 12 項，46 条 12 項）。

② 常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所に係る適用業種に，弁護士，公認会計士等の資格を有する者が行う法律または会計に係る業務を行う事業を追加する（厚年 6 条 1 項 1 号レ）。

③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・地方公共団体等で勤務する短時間労働者に対して，公務員共済の短期給付を適用する（国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法の改正）。

2 在職中の年金受給のあり方の見直し

① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため，在職中の老齢厚生年金受給者（65 歳以上）の年金額を毎年定時に改定する（厚年 43 条）。

② 60 歳から 64 歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低所得者在職老齢年金〔低在老〕）について，支給停止とならない範囲を拡大し，支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を，28 万円から 47 万円（令和 2 年度額）に引き上げる（厚年 46 条 3 項，同附則 11 条）。

3 受給開始時期の選択肢の拡大

現在 60 歳から 70 歳の間となっている老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を，75 歳に引き上げる（国年 28 条，厚年 44 条の 3）。

4 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

① 確定拠出年金の加入可能年齢を，企業型につき厚生年金被保険者のうち 65 歳未満から 70 歳未満へ，個人型（iDeCo）につき公的年金被保険者のうち 60 歳未満から 65 歳未満へと引き上げる（確定拠出 2 条 6 項，9 条）とともに，受給開始時期等の選択肢を拡大する（同 34 条）。

② 確定拠出年金における中小企業向け制度（簡易企業型年金）の対象範囲の拡大（100 人以下から 300 人以下へ。同 3 条 5 項 2 号），企業型確定拠出年金加入者の iDeCo 加入の要件緩和（同 3 条 3 項 7 号の 3，62 条 1 項 2 号）など，制度面・手続面の改善を図る。

5 その他

① 国民年金手帳を廃止する（国年 13 条〔廃止〕。基礎年金番号通知書へと切り替える）。

② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加する（国年 90 条。政令事項）。

③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を 3 年から 5 年に引き上げる（国年附則 9 条の 3 の 2。政令事項）。

④ 年金生活支援給付金制度における所得・世帯情報の照会に係る対象者を拡大する（年金生活者支援給付金の支給に関する法律 36 条，37 条，39 条）。

⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整を見直し，障害年金相当額に限定する（児扶手 13 条の 2 第 3 項）。

本法の施行日は，令和 4 年 4 月を基本としながらも，改正事項によっては異なる。たとえば，1 ①の段階的適用拡大のほか，1 ②③は令和 4 年 10 月となっている。

14 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2020 年 6 月 10 日法律第 41 号）

提案募集方式に基づく地方からの提案について，政府の対応方針を踏まえ，都道府県から指定都市への事務・権限の委譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行った（第 10 次地方分権一括法）。社会保障法関連では，地域型保育事業を行う者に対する確認について，事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする（子ども・子育て 43 条），子育て短期支援事業において，市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能にする（児福 6 条の 3 第 3 項），教育扶助（学校給食費等）を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能にする（生活保護 37 条の 2），みなし指定介護機関に係る指定の効力について，介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する（生活保護 54 条の 2 第 4 項），生活保護費返還金等に係る収納事務について，私人に委託することを可能にする（同 78 条の 3）といった改正がなされた。

15 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（2020 年 6 月 12 日公布法律第 52 号）

地域共生社会の実現を図るため，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から，市町村の包括的な支援体制の構築の支援，地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進，医療・介護のデータ基盤の整備の推進，介護人材確保および業務効率化の取組の強化，社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じるとの趣旨から，社会福祉法，介護保険法等の改正を行ったのが本法である。改正の概要は以下のとおりである。

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

本法の中核といってよい改正で，①地域福祉の推進を社会福祉法の理念として明記するとともに（社福 4 条 1 項），国および地方公共団体に対し，地域福祉推進のための措置および関連施策との連携配慮のための努力義務を規定するととも

に（同 6 条 2 項）、②市町村は高齢者・障害者・子ども・生活困窮者に係る事業を一体的に行う包括的支援体制整備に向けた重層的支援体制整備事業を行うことができることとする（同 106 条の 4）。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

① 認知症施策の地域社会における推進に向けた国および地方公共団体の努力義務を規定する（介保 5 条の 2 第 3 項）。

② 市町村の地域支援事業における関連データの活用に係る努力義務を規定する（同 115 条の 45 第 5 項）。

③ 介護保険事業（支援）計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う（同 117 条 3 項 8 号・4 項、118 条 3 項 6 号、老福 29 条 4 項・5 項）。

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進（介保 118 条の 2、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則 1 条の 2、12 条、24 条、35 条）

4 介護人材確保および業務効率化の取組の強化

① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取組を追加する（介保 117 条 3 項 4 号）。

② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図る（老福 29 条 1 項）。

③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る 5 年間の経過措置をさらに 5 年間延長する（社会福祉士及び介護福祉士法平成 19 年改正附則 6 条の 2 第 1 項）。

5 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する（社福 125 条以下）。

なお施行日につき、3 の一部と 5 は公布の日から 2 年を超えない範囲の政令で定める日となっている。

16 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（2020 年 6 月 12 日公布法律第 53 号）

本法は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、①国等の責務（3 条～ 6 条）および総務大臣による基本方針の策定（7 条）について定めるとともに、②聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し（8 条 1 項）、当該指定を受けた者に対して交付金を交付する（24 条）等の措置を講ずることとしたものである。

17 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（2020年6月12日公布法律第54号）

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置が労働者および事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を講じたのが本法である。

1 休業手当を受けることができない労働者に関する新たな給付制度

① 新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中に賃金の支払を受けることができなかった被保険者に対し、雇用安定事業の特例として新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施できることとする（4条）。

② 雇用保険の被保険者でない労働者についても、①に準じて給付金を支給する事業を実施できることとする（5条）。

③ ①および②の給付金について、譲渡・担保付保・差押えおよび公租公課を禁止する（6条、7条）。

2 基本手当の給付日数の延長

新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応し、雇用保険の基本手当の受給者について、給付日数を60日まで（一部30日まで）延長できることとする（3条1項・2項）。

3 雇用保険の安定的な財政運営の確保

雇用保険の安定的な財政運営を確保するため、令和2年度および令和3年度の措置として、以下の措置を講じる。

① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる（雇保附則14条の2第1項）。

② 上記1 ①の事業、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる（同2項）。

③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる（特別会計に関する法律附則20条の3）。

④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる（同上）。

18 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律（2020年6月12日公布法律第55号）

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、補正予算を財源として児童扶養手当受給世帯など低所得のひとり親世帯に対し、1世帯5万円、第2子以降1人あたり3万円などの臨時特別給付金の支給が行われた。本法は、こうした給付金の受給権についての譲渡・担保付保・差押禁止、支給を受けた金銭の差押禁止を定めたものである。

19 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（2020年12月9日公布法律第75号）

同法のうち、予防接種法の改正により、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施し、接種に係る費用は全額国が負担するものとした（予防接種法附則7条）。また政府は、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等によって生じた製造販売業者等の損失を補償することを約する契約を締結できることとした（同附則8条）。